

第26回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 平成30年1月9日（火）
午後2時～4時
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価
準備書について

(2) その他

5 閉 会

《會議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 第26回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第8期）
- 資料3 （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要及び
環境影響評価手続状況
- 資料4 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解
- 資料5 （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書に
関するさいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

〈貸出資料〉

- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書 資料編
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書 あらまし
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価調査計画書
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第26回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 平成30年1月9日(火)

午後2時00分

会場 ホテルブリランテ武蔵野

2階 エメラルド

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	三浦 昌生	副会長
岩崎 久雄	委 員	王 青躍	委 員
小嶋 文	委 員	篠原 厚子	委 員
四ノ宮 美保	委 員	日原 由香子	委 員
藤野 毅	委 員	村上 正吾	委 員
山本 貢平	委 員	渡辺 愛子	委 員
渡辺 季之	委 員		

2 事業者

【東京建物株式会社 住宅事業部】

課 長 竹内 洋徳	課長代理 高橋 隼一
中川 秀平	

3 設計・施工会社

【株式会社長谷エコーポレーション】

チーフ 小塩 功明	主 任 河野 順一
副主任 楠 恵輔	

4 コンサルタント

【日本工営株式会社 社会システム事業部 環境部】

課 長 吉田 研也	担当課長 渡邊 信之
課長補佐 渡辺 純子	

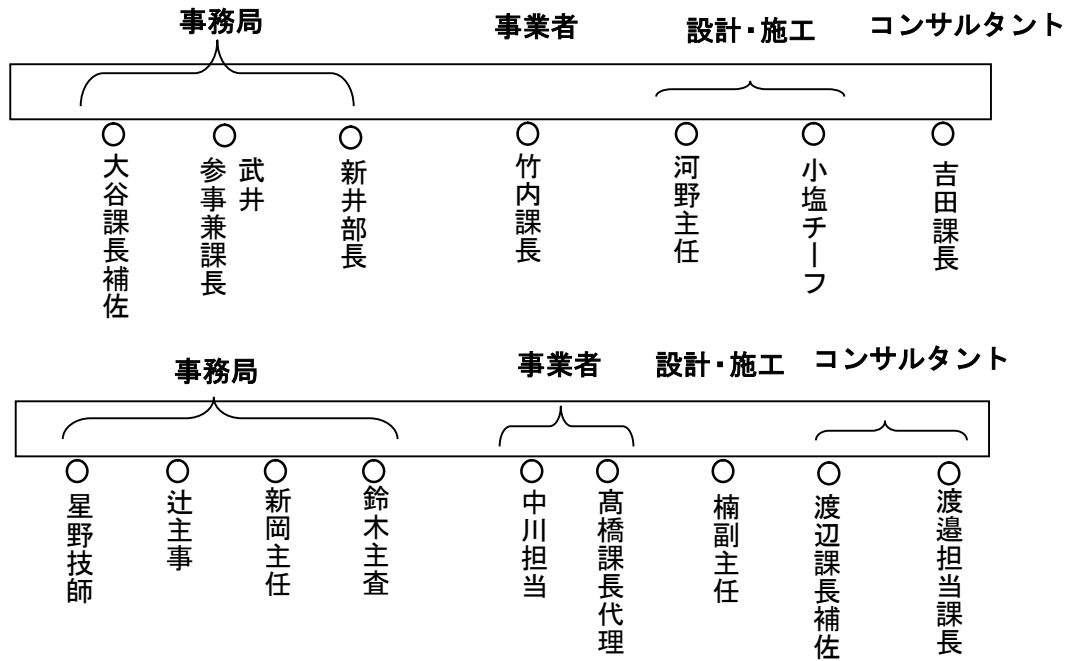
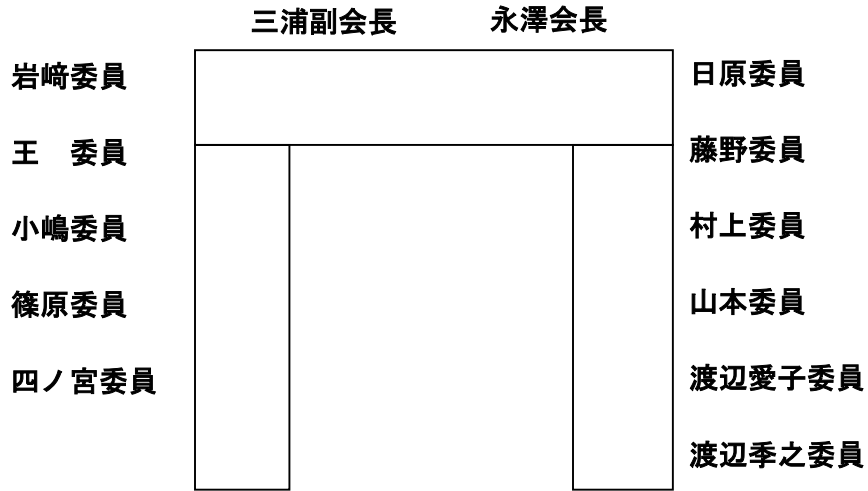
5 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

部 長 新井 仁	参事兼課長 武井 誠
課長補佐 大谷 卓	主 査 鈴木 慎一
主 任 新岡 真砂代	主 事 辻 信太郎
技 師 星野 朋香	

第26回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日 時 平成30年1月9日(火)
午後2時00分
場 所 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド



傍聴席・記者席

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第8期)

任期 平成29年8月1日～平成31年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 名誉教授	電波工学	電波障害	
2	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
3	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系	
4	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	景観、環境計画	景観、温室効果ガス等	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学（無機化学・錯体化学・生物無機化学）	水質、安全、放射性物質	会長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	水環境学、都市熱環境学	水質、水象	
11	みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム理工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害	副会長
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協会 理事	環境分析	廃棄物等	

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要及び環境影響評価手続状況

平成30年1月9日

対象事業の名称	(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・東京建物株式会社 代表取締役 社長執行役員 野村 均 東京都中央区八重洲一丁目9番9号 ・住友不動産株式会社 代表取締役 仁島 浩順 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 ・野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 ・近鉄不動産株式会社 取締役社長 善本 烈 大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号 ・住友商事株式会社 代表取締役 中村 邦晴 東京都中央区晴海一丁目8番11号 ・東急不動産株式会社 取締役社長 大隈 郁仁 東京都港区南青山二丁目6番21号 		
対象事業の種類	大規模建築物の建設		
事業実施区域	さいたま市大宮区北袋町1丁目		
事業規模	延床面積 約95,000㎡		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部)		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	図書の受理	平成28年12月16日
		第1回委員会	平成29年 1月23日
		技術審議会	〃 3月15日
		市長意見	〃 5月 1日
	準 備 書	図書の受理	〃 9月26日
		縦覧	〃 10月10日～ 11月10日
		意見書提出期間	〃 10月10日～ 11月24日

手 続 状 況	準 備 書	事業者説明会	日時	10月22日(日)	10月24日(火)	
			出席者数	16名	19名	
			意見等の数	8件	6件	
		意見書・見解書の 写しの送付	平成29年12月 1日			
		公聴会	公述申出なし			
		技術審議会	平成30年 1月 9日			
		市長意見	" 4月 1日 (意見書・見解書の写しの送付を受けた日から4月以内)			

環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>準備書類の写し、縦覧しました。様々な観点から書かれていましたが、放射線に関しては、一切記述がありません。現地は、かつて日本軍が核兵器の研究をしていた場所で放射性物質が埋蔵されていたという話をきいております。その件があるので、戦後ずっと一般住宅が建てられなかったという事でしたが、今回、その事についてはなかったように計画が進められています。</p> <p>放射性物質の件については、説明があつて然るべきだと思いますが、何故、触れられていないのでしょうか？</p> <p>様々な環境数値が出されている中で、放射線量にだけ触れていないのには、大変不自然さを感じます。ぜひ、ご回答いただきたい。</p>	<p>本事業の計画地は、かつて三菱マテリアル(株)がウランを使用して原子力関係の研究開発を実施していましたが、同社による所内全域調査により、検出された放射性廃棄物は全て撤去完了済であり、同社地下保管庫にて管理されております。そのため、現在、計画地には、放射性廃棄物は存在しません。また、同社による環境モニタリングの結果、周辺環境に影響がないことが確認されています。</p> <p>本事業の環境影響評価項目は、「さいたま市環境影響評価技術指針」に基づき、本事業の実施に伴う環境影響要因を踏まえ検討しておりますが、本事業の用途は集合住宅であり、供用後の施設の稼働及び人の利用において放射性物質等の危険物は使用しないことから、環境影響評価の対象として選定しておりません。</p>

さいたま市環境影響評価技術審議会

会長 永澤 明 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会

委員長 山本 貢平

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書」について、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 大気質

- (1) 建設機械の稼働に伴う大気質への影響に係る事後調査地点に関して、p.7-3 大気質（調査・予測地点）についての市長意見に対する事業者の見解では、「3地点で実施する計画」と記載されているが、p.13-3 事後調査の内容における調査地点では、「予測した最大付加濃度出現地点付近の1地点」、p.13-6 では、公定法による大気質（二酸化窒素、一酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の調査地点として1地点及び簡易法による二酸化窒素の調査地点として3地点が示されている。これらの記載内容の整合を図ること。また、公定法による大気質の調査地点を1地点とした理由及び簡易法による二酸化窒素の調査地点を3地点とした理由について説明すること。
- (2) 複数の影響要因の重合による評価について、資料編 2-12 において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関して建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う影響を重合した予測結果が記載されているが、予測結果に対する評価が行われていない。p.7-3 大気質（複数の影響要因の重合による評価）に関する市長意見を踏まえ、重合した予測結果に対して、環境基準との比較や寄与率を考慮した評価を行い、その結果について環境影響評価書に記載すること。
- (3) 非メタン炭化水素の評価について、資料編 2-18 において午前6時から午

前9時までの3時間平均値の最高値を予測しているが、予測結果に対しての評価が行われていない。p.7-3 大気質（非メタン炭化水素の評価）に関する市長意見を踏まえ、この予測結果に対して、指針値との比較や寄与率を考慮した評価を行い、その結果について環境影響評価書に記載すること。

- (4) p.7-4 大気質（予測結果の図示）に関する市長意見に対して、準備書本編ではなく、資料編に工事中の資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴って発生する大気汚染物質濃度に係る道路端からの距離減衰図が掲載されているが、評価書本編においては、この距離減衰図が資料編に掲載されている旨を明記すること。

2 騒音・振動

- (1) 工事中の資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴って発生する騒音及び振動に係る予測において、大気質と同様に評価書本編において、距離減衰図が資料編に掲載されている旨を明記すること。
- (2) p.13-4 事後調査の内容において、建設機械の稼働に伴う騒音の影響に関する調査方法として「『騒音に係る環境基準について』に定める測定方法とする。」とあるが、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、「騒音規制法に定める方法」によるため、その旨訂正すること。
- (3) 騒音・振動は人によって感じ方が異なり、工事の施工に伴って発生する騒音や振動が特定建設作業の規制基準を下回る場合であっても、近隣住民から事業者や自治体へ相談が寄せられることが多い。近隣住民に対して工事の内容や期間をあらかじめ十分に周知し、相談窓口を設ける等、ソフト面での対応も充実させること。

3 地域交通

- (1) 地域交通に係る評価について、回避・低減の観点から定性的な評価が実施されているが、基準・目標との整合の観点からの評価が実施されていない。地域交通に関しては、整合を図るべき基準等として交差点需要率を掲げ、基準・目標との整合の観点から定量的な評価を併せて実施すること。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏名	職名	専門分野	担当項目
くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	環境計画	景観、温室効果 ガス等
こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、 地域交通
しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究 所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、 有害化学物質
みうら まさお 三浦 昌生	芝浦工業大学 理事 システム工学部 教授	都市環境工学	日照障害、風害
やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動

第26回さいたま市環境影響評価技術審議会 会議録

1 会議の開催日時

平成30年1月9日（火）午後2時から

2 会議の開催場所

ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルド

3 出席者名及び欠席者名

出席者名

永澤 明 会長、三浦 昌生 副会長、岩崎 久雄 委員、王 青躍 委員
小嶋 文 委員、篠原 厚子 委員、四ノ宮 美保 委員、日原 由香子 委員
村上 正吾 委員、山本 貢平 委員、渡辺 愛子 委員、渡辺 季之 委員
他 事業者、関係者、事務局職員

欠席者名

金子 律子 委員、窪田 陽一 委員、藤野 毅 委員

4 議題及び公開又は非公開の別

議題

(1) (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書について

公開又は非公開の別

公開

5 傍聴者の数

3名

6 問い合わせ先

環境局 環境共生部 環境対策課

電話番号 048-829-1332

開会

○大谷課長補佐 何名か先生の方がいらっしゃってなく、遅れるという連絡をいただいている先生もいらっしゃいますが、定刻でございますので、進めさせていただきたいと思います。

ただいまから、第26回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきますさいたま市環境局環境共生部環境対策課、課長補佐の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局環境共生部長の新井より一言挨拶を申し上げます。

○新井部長 皆様、明けましておめでとうございます。環境共生部長の新井と申します。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は永澤会長を初め、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ご足労をいただきましてありがとうございます。今回は司会より紹介いたしましたけれども、第26回さいたま市環境影響評価技術審議会ということでございます。

また、日ごろから本市の環境行政に対しましては、多大なるご理解と、またご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

技術審議会の開催に先立ちまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員の改選がございましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。平成25年度からお務めをいただきました大塚壮一様、大窪和明様をご退任され、新たに埼玉大学大学院教授の王青躍様、同じく埼玉大学大学院准教授の小嶋文様にご就任をいただきました。ありがとうございます。お二方につきましては、大変ご多忙中のところ、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の審議につきましては、JRさいたま新都心駅の南東にございます三菱マテリアルの跡地に建設されます集合住宅についての環境影響評価準備書でございます。本事業の調査計画書につきましては、昨年の3月にご審議をいただき、審議会答申をもとに市長の意見を述べさせていただいたところでございます。本日はこの意見を勘案して実施した環境影響評価の結果を取りまとめた準備書の内容について、委員の皆様より、限られた時間ですが専門的な知見から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、審議会の開催に当たりまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

出席者紹介

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

それでは、本日ご出席いただいておりますさいたま市環境影響評価技術審議会の委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、会長の埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 永澤でございます。よろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 続きまして、副会長の芝浦工業大学教授、三浦昌生様です。

○三浦副会長 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 芝浦工業大学名誉教授、岩崎久雄様です。

○岩崎委員 岩崎です。よろしくお願ひします。

○大谷課長補佐 埼玉大学大学院教授、王青躍様です。

○王委員 王です。よろしくお願ひします。

○大谷課長補佐 埼玉大学大学院准教授、小嶋文様です。

○小嶋委員 小嶋です。よろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 清泉女子大学教授、篠原厚子様です。

○篠原委員 篠原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 埼玉県立大学准教授、四ノ宮美保様です。

○四ノ宮委員 四ノ宮です。よろしくお願ひいたします。

○大谷課長補佐 埼玉大学大学院教授、日原由香子様と埼玉大学大学院准教授、藤野毅様は遅れておりますので、私からお名前だけ紹介させていただきます。

埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様です。

○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 日本女子大学学術研究員、渡辺愛子様です。

○渡辺（愛）委員 渡辺愛子です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 渡辺季之です。よろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 なお、窪田陽一様、金子律子様におかれましては、ご都合により今回ご欠席でございます。

ここで、新たに委員に就任されました王青躍様と小嶋文様からご挨拶をいただきたいと存じます。

まず、王青躍様からよろしくお願いいたします。

○王委員 埼玉大学の王と申します。初めまして、よろしくお願いいたします。

私は、大気汚染、特にPM2.5については30年前から研究してまいりました。埼玉周辺の環境についてずっと研究してまいりましたので、今回の委員会に参加させていただきましてありがとうございます。努力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、小嶋文様よりよろしくお願いいたします。

○小嶋委員 ご紹介いただきました埼玉大学の小嶋です。

私は、研究といたしましては地区交通の交通安全や市街地の賑わいについて研究をしております。このたびはこちらの委員に参加させていただき、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、本日ご審議いただきます（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業者及び関係者の方々につきましては、東京建物株式会社住宅事業部、竹内課長よりご紹介をお願いいたします。

○竹内課長 改めまして、皆様明けましておめでとうございます。東京建物住宅事業部の竹内と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは着座して出席者の紹介をさせていただきます。

私の後ろに座っておりますのが、同じく事業者、東京建物の中川でございます。

○中川担当 東京建物の中川です。よろしく願いいたします。

○竹内課長 続きまして、皆さんから向かって左手でございますが、今回の設計・施工を担当いたします小塩でございます。

○小塩チーフ 長谷工コーポレーションの小塩でございます。よろしく願いします。

○竹内課長 同じく長谷工コーポレーションの河野でございます。

○河野主任 河野でございます。よろしく願いいたします。

○竹内課長 同じく長谷工コーポレーションの楠でございます。

○楠副主任 楠と申します。よろしく願いいたします。

○竹内課長 それでは本件コンサルタントをしていただいております日本工営の吉田でございます。

○吉田課長 アセスメントを担当しております日本工営の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○竹内課長 同じく日本工営の渡邊でございます。

○渡邊担当課長 渡邊でございます。どうぞよろしく願いします。

○竹内課長 同じく日本工営の渡辺でございます。

○渡辺課長補佐 渡辺です。よろしく願いいたします。

○竹内課長 本日の出席者につきましては以上でございます。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

ただいま藤野先生から本日ご欠席というご連絡がありましたので、ご了承いただきたいと思
います。

資料確認

○大谷課長補佐 それでは本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思
います。

まず、会議の次第がございます。それから次第の裏に、本日の資料の一覧を記載させてい
だいております。

資料1としまして、第26回さいたま市環境影響評価技術審議会の出席者の名簿となっており
ます。裏面が座席図となっております。

資料2がさいたま市環境影響評価技術審議会委員の名簿となっております。

資料3が対象事業の概要及び環境影響評価手続状況でございます。

資料4としまして、環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解となっております。

資料5としまして、（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の環境影響評価準備書に関す
るさいたま市環境影響評価の委員会の意見となっております。

そのほか、委員の皆様には、机上に今回の調査計画書が1冊、それと準備書と資料編が各1冊
ずつ、そしてその緑色の冊子になっておりますあらましでございます。そして、さいたま市環
境影響評価の条例集、黄色い冊子でございます。そしてもう一つ大きいものが、さいたま市環
境影響評価技術指針の手引書となっております。

以上でございますが、皆様お手元の資料はお揃いでしょうか。過不足等ございますか。過不
足があれば、挙手をしていただければ担当からお持ちしますが、よろしいでしょうか。

（なし）

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

それではさいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定によりまして、議長とな
ります永澤会長に議事を進行していただきたいと思います。

永澤会長、よろしく願いいたします。

議事

○永澤会長 本日の審議会の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事の前に確認しますが、傍聴希望の方はおられますか。

○大谷課長補佐 本日の審議会におきましては、傍聴希望者がおります。

○永澤会長 では、会議の公開・非公開についてご説明いただきます。

○大谷課長補佐 わかりました。

本審議会におきましては「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定によりまして、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。初めに、さいたま市情報公開条例に定める不開示情報に該当する事項について審議または意見を聴取する場合。次に、会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開・非公開の判断につきましては、会長が当審議会に諮って決定することとなっております。

以上です。

○永澤会長 それでは皆さんにお諮りします。資料をお読みいただいたと思いますが、本日の審議会は非公開とする特段の理由はなく、全て公開して構わないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 それでは公開することにいたします。傍聴希望の方をどうぞ呼びください。

(傍聴者入室)

○永澤会長 それでは傍聴希望の方にご注意申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。それから傍聴の方は

意見を述べたり質問をしたりすることはできません。また、会議の録音、録画はご遠慮ください。写真を撮影される場合は議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は退室していただくこともありますので、ご了承ください。

それでは傍聴の方、写真撮影のご希望はございますか。特にございませんか。よろしいですか。

ありがとうございます。ではよろしく願いいたします。

では、早速議事に入ります。

議題1 (仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書

○永澤会長 4の議事ですけれども、議事の1、(仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書です。この件に関して、事務局からご説明ください。

説明

○鈴木主査 さいたま市環境対策課の鈴木と申します。

(仮称) さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価準備書の環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

着座にて説明させていただきます。

まず、事業者の名称、代表者の氏名等ですけれども、調査計画書の段階では東京建物株式会社、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社の3社が事業者となっておりますが、準備書の提出の前に3社追加という届出がありまして、近鉄不動産株式会社、住友商事株式会社、東急不動産株式会社、合計6社で事業者となっております。対象事業の種類は大規模建築物の建設となりまして、事業規模は延べ床面積約9万5,000㎡となります。

準備書の手続状況ですが、図書の受理が平成29年9月26日に行われまして、縦覧が10月10日から11月10日の1カ月間、意見書の提出期間がさらに2週間後の11月24日までとなります。

資料の裏面になりまして、事業者の説明会が2日間行われまして、出席者や意見の数等は表のとおりとなっております。公聴会ですが、公述の申し出がなかったため、本事業では開催しておりません。本日技術審議会となりまして、市長意見が平成30年4月1日までとなっております。

手続状況は以上となっております。

準備書の概要につきましては、事業者である東京建物株式会社からご説明いただきます。
それではよろしくお願いたします。

○竹内課長 それでは私、東京建物株式会社、竹内から準備書の概要につきましてご説明をさせていただきます。

皆様のお手元にございます準備書ののっとしてご説明させていただきますが、私からまず対象事業の概要等をご説明させていただいた後、準備書の詳細の内容につきましては日本工営からご説明をさせていただきます。

それではページをめくっていただきまして、2-1から説明させていただきたいと思ひます。

本事業の対象事業の名称につきましては、説明がございましたとおり（仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画でございます。種類につきましては、先ほどのご説明のとおりです。対象事業の目的につきましては、こちらもご説明がございましたが本件敷地につきましては北袋町1丁目土地区画整理事業が進行中でありまして、市の方針を受けまして、さいたま新都心の賑わいあふれるまちの実現に向けて、私どもが共同住宅を新築するものでございます。

では、1枚めくっていただきまして、2-2でございます。

実施区域につきましても、先ほど説明がございましたとおりですが、右側の図のとおりでございますけれども、地区の大部分を占める三菱マテリアル様の用地において区画整理事業が施行されております。工事についてはおおむね完了しておりまして、道路、公園など、区画整理にまつわるものについては供用が開始されているという状況でございます。

下段、表2.3-1でございますが、所在地につきましては埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目、敷地面積につきましては約1万8,800㎡という状況でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、2-5になります。

対象事業の規模でございますが、用途につきましては共同住宅、敷地面積は1万8,800㎡、延べ床面積は9万5,000㎡、階数は地上15階、最高高さが約50m、世帯数は1,000世帯、駐車場台数は520台でございます。

続きまして、対象事業の実施期間でございますが、こちらの事業につきましては、平成30年に工事着工し、平成34年に竣工する予定でございます。

続きまして、対象事業の実施方法でございますが、土地利用計画・建築計画につきましては、次ページ2-6に配置計画図を示しておりますので、こちらとあわせてご確認いただきたいと思いますけれども、計画建物につきましては15階建ての共同住宅でありまして、計画地内の北側、

南側、西側に住宅等を配置しております。また、計画地の中央部に駐車場及び駐輪場を配置する計画となっております。周辺道路につきましては、区画整理事業の中で区画道路として2号線、6号線、それからもともと旧中山道が整備されているという状況でございます。

続きまして、2枚めくっていただきまして2-8でございます。

計画地への動線計画でございますが、右側の図にございますのが歩行者の動線でございます。歩行者につきましては、さいたま新都心駅方面から旧中山道を通りまして、敷地の西側、北側にアクセスするという状況でございます。

続きまして、自動車の入出庫につきましては次の2-10にございますが、区画道路南側の区画道路2号線から敷地内に入ってくるというルートを想定しております。

2-8に戻りまして、緑化計画につきましては、さいたま市みどりの条例に基づいて約1,880㎡を確保する計画でございます。それから給水計画、排水計画につきましては、それぞれ浄水、汚水、雨水ともに公共下水道を利用して排水、給水をするという予定でございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして2-12です。

熱源・エネルギー計画につきましては記載のとおりでございまして、廃棄物処理の計画でございますが、本件建設工事に伴いまして発生します建設発生土ですとか廃棄物につきましては、法律にのっとり処理するのはもちろんのこと、積極的にリサイクルに努めて適正に処理をしていくという計画でございます。

続きまして、2-13です。

工事計画でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本事業につきましては平成30年に工事着工し、平成34年に竣工する予定でございます。

下段です。(2) 施工方法の概要でございますが、こちらにつきましては通常の共同住宅の工事となりますため、細かい内容は割愛をさせていただきますが、準備工事につきましては3mの仮囲いを設け、それから③の杭工事につきましては、今回場所打ちコンクリート杭というものを採用して、低騒音型のもので杭打ちをしていくという状況でございます。

続きまして、めくっていただきまして2-14でございますが、建設機械及び工事用車両につきまして、工事で使用する建設機械は下段、表2.6-2に示すとおりでございます。建設機械につきましては、低騒音型及び排出ガス対策型の低公害型のを極力採用させていただくとともに、効率的な施工計画を立案し、アイドリングの防止等に努めます。また、周辺環境等にも配慮した形で排出ガス削減や騒音の低減を図っていくという所存でございます。

続きまして、2-15の工事用車両のルートでございますけれども、次ページの2-16とあわせて

見ていただければと思いますが、工事用車両の出入り口につきましては、計画地西側の旧中山道、それから計画地北側の区画道路6号線、さらに計画地南側の区画道路2号線の3方向からの動線という形でとらせていただいております。工事車両の主な走行ルートにつきましては、周辺の幹線道路を利用するルートで入退場する計画でございます。先ほどの建設機械と同様、工事用車両につきましても低公害型のものを極力採用させていただき、不要なアイドリングの防止、排出ガスの削減、騒音の低減等を図り、また、歩行者等の安全を確保するということで、工事区域の出入り口等に必要に応じて交通整理員を配置するという予定でございます。また、工事区域の出入り口につきましては、洗浄用の設備を設置しまして、タイヤに付着した土砂の払い落とし等で粉塵の防止に努める計画でございます。

続きまして、(4)の排水処理計画でございますが、掘削工事による排水につきましては周辺の水質に影響を生じないような形で十分配慮した計画にいたします。また、水素イオン濃度につきましても、定期的に確認しまして基準値内に調整した上で公共下水道に放流する予定でございます。

続きまして、最後になりますが、1枚めくっていただきまして2-17、計画地周辺の土地利用計画でございます。

記載のとおりでございますが、現時点で北袋町1丁目土地区画整理事業がまだ施行中でございます。今年の3月をもって土地区画整理事業は全て完了すると聞いております。2-17に将来と書いてございますが、現状はまだ更地の状態でございますが、敷地北側に株式会社エンブラス様、それから株式会社しまむら様の計画がありますけれども、現時点では計画等は全く不明という状況でございますので、特段こちらは記載させていただいておりません。

事業の概要につきましては以上でございます。準備書の内容につきまして、日本工営から説明をさせていただきます。

○吉田課長 それでは引き続きまして、環境影響評価の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、環境影響評価の項目でございますが、8-2をご覧くださいませでしょうか。

こちらに本準備書において対象といたしました環境影響評価の項目を一覧で示してございます。調査計画書のときにご提示いたしました項目を基本としてございますけれども、調査計画書に対する市長意見の中で、まず造成等の工事に伴う大気質の有害物質、それから同じく造成等の工事に伴う土壌の2つの項目につきましては、選定すべしというご意見をいただいております。

ましたので、今回はその2つの項目については追加した形で準備書を取りまとめてございます。

続きまして、それぞれ対象といたしました項目についての環境影響評価の結果についてご説明いたします。

まず大気質でございます。

大気質の10.1-32をご覧くださいませでしょうか。

こちらは建設機械の稼動に伴う大気汚染の予測結果、年平均値を示してございまして、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質について予測を行っているところでございます。後ほど評価についてご説明いたしますが、こちらを用いて評価をしております。

続きまして、10.1-39に工事中の資材運搬等の車両の走行の予測地点を示してございます。先ほどご説明がございました工事用の資材運搬等の車両の走行ルート上にNo.1からNo.4まで4地点で予測を行っております。

続きまして、10.1-51をご覧ください。

造成工事に伴う粉じん、いわゆる降下ばいじんにつきまして予測した地点を示してございまして、計画地の北側と南側それぞれ1地点ずつ、計2地点で予測を行っております。

続きまして、10.1-56になります。

マンションが供用された後、マンションに居住される方、いわゆる関係車両と言っておりますけれども、その方々の車両の動線とそれに伴う予測地点を示してございまして、こちらも車両の動線上のNo.1からNo.4までの4地点で予測をしております。

以上のような状況でございまして、評価の結果についてご説明いたします。

まず、建設機械につきまして、10.1-63でございます。

10.1-44という表が2つございますが、先ほど予測につきましては一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質を対象としてございますが、評価につきましては環境基準が設定されております二酸化窒素と浮遊粒子状物質を示してございます。二酸化窒素につきましては、先ほどの予測結果は年平均値でございますけれども、それを日平均値の年間98%値に換算した結果が0.042ppmということで、環境基準のゾーン内にあるということでございます。それから浮遊粒子状物質につきましては、こちらも年平均値を日平均値の年間2%除外値に換算した結果が0.046mg/m³ということで、こちらも環境基準を下回っているという状況でございます。

続きまして、10.1-65が資材運搬等の車両の走行に伴う評価の結果になりまして、まず二酸化窒素につきましてはNo.1からNo.4までそれぞれ数値を示してございますけれども、0.028から0.030ppmで、環境基準を下回っているという状況でございます。浮遊粒子状物質につきまし

ても、0.043から0.044mg/m³で、環境基準を下回っているということでございます。また、資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染物質濃度と建設機械の稼動に伴う大気汚染物質濃度につきましては、準備書の本編では別々で評価をしておりますけれども、それらの影響を重合した結果につきましては、資料編に参考としてお示しをさせていただいております。

それから、10.1-67に造成工事等に伴う降下ばいじんの評価の結果を示してございまして、計画地の北側で最大で夏季に月当たり1km²当たり2.42と、計画地の南側のところでは、秋に2.93という降下ばいじん量が出るという予測でございまして、こちらの整合を図るべき基準といたしまして10 t という値がございまして、それを下回っているというような状況でございまして。

それから、10.1-68に造成等の工事に伴う大気質の有害物質に関する評価を示してございまして、こちらは後ほど土壌の項目でご説明いたしますけれども、土壌汚染対策を実施することによりまして、土壌中に含まれる有害物質が大気質に拡散するというような影響はないと考えてございます。

続きまして、10.1-71が、施設ができ上がった後供用段階における自動車交通の発生に伴う大気質の予測になりまして、まず一番上の表が二酸化窒素でございまして、こちらのNo.1からNo.4において0.028から0.030ppmということで、環境基準を下回ってございます。それから2段目の浮遊粒子状物質になりますけれども、0.043から0.044mg/m³ということで、環境基準を下回っているということでございます。それから一番下の非メタン炭化水素でございまして、午前6時から午前9時までの3時間平均値に換算した値でございまして、いずれの地点でも0.018ppmCということで、こちらは環境基準ではございませんけれども、参考としている指標の3時間平均値の0.20から0.31ppmCの範囲内を下回っているということでございます。資料編では、参考といたしまして、今回3時間平均値だけではなくて、午前6時から午前9時までの3時間の最高値の予測もしてございます。

続きまして、騒音になります。

10.2-24をご覧くださいませでしょうか。

工事中の建設機械の稼動に伴う建設作業騒音の評価の結果を示してございまして、一番のピーク時におきまして、計画地の南側の敷地境界で70dBの建設作業騒音があると予測してございます。整合を図るべき基準といたしまして、騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準がございまして、こちらが敷地境界で85dBと定められておりますが、その基準を満足できる結果になってございます。

続きまして、10.2-26に、工事中の資材運搬等の車両、いわゆる工事用車両の走行に伴う騒音レベルを示してございまして、先ほどの大気質と同じ地点になりますけれども、No.1からNo.4の工事用車両が走行するルート上での騒音レベルといたしましては表の一番右から2つ目の将来の等価騒音レベルをご覧いただくと、62dBから65dBという結果になってございまして、道路交通騒音に係る環境基準、場所によって70dBまたは65dBが適用されますけれども、いずれの地点も環境基準を下回っているというような結果でございまして。

それから10.2-28が、マンションの供用後の道路交通騒音の結果でございまして、こちらは昼間で62dBから65dB、夜間で50dBから62dBということで、こちらも環境基準を満足する結果になってございます。

続きまして振動でございまして。

10.3-21をご覧いただけますでしょうか。

工事中の建設機械の稼働に伴う建設作業振動の評価の結果を示してございまして、こちらも騒音と同様に、計画地の南側の敷地境界において、最大で58dBの建設作業振動になると予測してございまして、こちらも振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動規制基準の75dBを満足する結果となっております。

続きまして、10.3-23でございまして。

工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルを記載してございまして、表の上段が昼間でございまして、各断面で数字を出してございまして、表の右から2つ目のところでございまして、37dBから49dBになると考えてございまして。それから、2段目の表が夜間でございまして、こちらも34dBから43dBになると考えてございまして、いずれも整合を図るべき基準を満足しているという結果でございまして。

続いて、10.3-25でございまして。

マンション供用後の関係車両の走行に伴う道路交通振動のレベルを示してございまして、昼間で35dBから48dB、夜間で34dBから43dBということで、こちらも整合を図る基準を満足しているという状況でございまして。

続きまして、土壌でございまして。

10.4-1をご覧いただけますでしょうか。

まず、調査結果といたしまして、土地の履歴等々を調べてございまして、その結果についてご説明いたします。

まず、土地利用の状況でございまして、1939年、昭和14年になりますけれども、三菱

鉱業株式会社、今の三菱マテリアル株式会社が計画地及びその周辺の土地を取得いたしまして施設が建設されたという履歴がございます。その後、昭和25年から昭和28年までクロムメッキ触媒用として無水クロム酸を製造、昭和25年から昭和43年までクロム系顔料を製造していたほか、昭和25年から昭和62年までカドミウムを主原料とした顔料工場として操業されていたという履歴がある土地でございます。

2) の汚染物質使用の状況でございますが、まず三菱マテリアル株式会社が実施した土壌調査の結果、基準値を超えたカドミウム、セレンが検出されたということがございますが、その後同社におきまして敷地内の浄化対策工事を実施してございまして、平成24年3月にはその浄化対策工事が完了しているという状況でございます。ただし、計画地の中に自然由来の第2種特定有害物質の超過地点、フッ素になってございますけれども、それが存在するということが明らかになってございます。そういったこともございまして、土壌汚染対策法に基づきまして、計画地につきましては平成25年2月28日に形質変更時要届出区域に指定をされているという状況でございます。今回の形質変更時要届出区域につきましては、先ほど申し上げたとおり自然由来汚染土壌というところでございまして、計画地の中につきましては自然由来特例区域になっているという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、予測結果が10.4-4になります。

先ほど申し上げたとおり、計画地につきましては土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されているという状況でございますけれども、形質変更時要届出区域につきましては健康被害が生じるおそれに関する基準に該当しないということで、土壌汚染の摂取経路はなくて、健康被害が生じるおそれがない土地とされておりまして、形質変更時要届出区域のほかには要措置区域というのがございますけれども、要措置区域と違いまして、汚染の除去等の措置が不要な区域となつてございます。それから先ほどご説明したとおり、自然由来の特例区域ということもございまして、第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染が想定されないということもございまして、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクが生じさせるおそれがないという土地でございます。

したがいまして、基本的にはこれらの汚染土壌等が拡散することはないと考えられますけれども、事業の実施に伴い、土地の改変を行う場合には土壌汚染対策法に基づく手続を行いまして、自然由来の汚染土壌を計画地外に搬出する場合には、飛散防止や工事用車両等に付着した土砂の洗浄等を適切に実施いたしまして、土壌中の有害物質の拡散等による影響が生じないような取り組みの計画をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、景観でございます。

10.5-3をご覧くださいませでしょうか。

計画地周辺の主要な眺望点を示してございまして、調査計画書で示した地点について実際に現地確認をすると計画地が視認できないというようなところがございますので、今回準備書の中では二重丸で示しました9地点で予測を行っております。それから市長意見の中で景観の影響については、やはり近景域、近場からの影響が大きいということもございまして、近景域での調査地点といたしまして、No.4の高沼遊歩道という地点を調査計画書に追加して、今回取りまとめてございます。

幾つか実際のフォトモンタージュをお示しいたしますと、10.5-10になります。

こちらが一番計画地に近い地点からのフォトモンタージュになってございまして、上段が現況になりまして、それに対しまして将来的には中段のような景観になると考えております。

それから10.5-14になりますが、最寄りのさいたま新都心駅からの眺望になります。一番利用者が多いと思われるのがこのさいたま新都心駅からだと思いますが、そこからの眺望景観としてはご覧のような状況になると考えてございます。

今回このような建築物を作るに当たりまして、周辺景観の調和に配慮した建物形状や外壁の色彩等を採用する計画にしております。それから計画地の周囲に樹木を植栽するなどすることによって、影響の低減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、日照障害でございます。

10.6-2をご覧くださいませでしょうか。

こちらにお示ししました地点、No.1とNo.2において、日照障害の予測を実施してございます。

それから10.6-5に日影規制の状況を示してございます。

計画地の周辺でございませけれども、日影が生じるのが主に北側になりますけれども、その中では日影の規制はありませんが、西側に一部日影規制が設定されている区域があるという状況でございます。

続きまして、予測結果が10.6-8、10.6-9にそれぞれ時刻別日影図と等時間日影図を示してございまして、10.6-9の等時間日影図をご覧ください。先ほど申し上げた計画地の西側のほうに日影の規制区域があり、こちらについて1時間程度の日影が生じる状況でございますけれども、規制の範囲内に収まっているという状況でございます。

それから、10.6-11に先ほど申し上げた計画地の北側の地点における現況と供用後の天空写真で太陽軌道を入れたものを示してございませますが、冬至日において現況よりも約1時間10分程

度、8時から9時のあたりで太陽軌道が計画建築物と重なっているところがございますけれども、こちらの時間帯が増えるという状況でございます。

それから、次の10.6-12がもう一地点のNo.2の地点でございますけれども、こちらは冬至日においても計画建築物の影は生じないという結果でございます。

続きまして、電波障害でございます。

10.7-9をご覧くださいませでしょうか。

こちらの図が地上デジタル放送の電波障害の予測の結果になりまして、右下の緑の矢印が東京スカイツリーからの電波到来方向を示してございます。それから左下のオレンジ色のほうが、県域局の浦和局の電波到来方向を示してございまして、それぞれ計画建築物による受信障害範囲を緑色とオレンジ色のハッチで示してございますが、基本的には計画地の北側は今住居等々が存在しない状況でございますので、受信障害は生じないと考えているところでございます。

それから、10.7-10には、衛星放送の受信障害の予測結果を示してございまして、衛星放送につきましては近隣に収まると考えてございます。

今後計画建築物に起因して、もし新たな電波障害が生じるようなことが明らかになった場合には、適切な障害対策を講じる計画としてございます。

続きまして、風害でございます。

風害につきましては、10.8-10をご覧くださいませでしょうか。

風環境の評価の指標として、今回は風工学研究所における風環境評価尺度を用いてございまして、それを表に示してございます。領域Aが住宅地相当ということで、最も風環境がよいとされているもの、それから領域B、領域Cとございまして、領域Dといたしましては強風地域相当ということで、一般には望ましくないとされている評価尺度でございます。今回、この領域A、B、C、Dに基づく判定をいたしまして評価をしてございます。

その結果が10.8-20と21になります。

まず、10.8-20が建設前の現況の風環境を示してございまして、計画地それから周辺につきましては領域Aそれから領域Bと、緑色それから青色の地点が多くなってございまして、計画地の北側を見ますと一部領域Cの地点が出ているというのが現状の風環境になります。それに対しまして、10.8-21が建設後の風環境を示してございまして、基本的に領域A、領域Bになります。建設前から建設後において、領域Cから領域Bに変化する地点が10地点、領域Bから領域Aに変化する地点が27地点、領域Cから領域Aに変化する地点が5地点になってございまして。一部建設後につきましては、黄色い領域Cの地点が3地点ございますけれども、こちらは

建設前の段階でも既に領域Cとなっておりまして、建設後におきましても現状と同様に住宅地相当あるいは低中層市街地相当の風環境は維持されると考えてございます。

続きまして廃棄物でございます。

10.9-8をご覧くださいませでしょうか。

工事中の予測結果を示してございまして、建設工事に伴いまして、まず建設廃棄物といたしましては一番上の表10.9-10になりますけれども、建設汚泥を除いて表の一番右側にございませけれども、約2,945 tの建設廃棄物が発生すると考えております。

それから、建設汚泥につきましては、その2つ下の表10.9-12でございまして、表の左下になりますけれども、杭工事と山留工事を合わせまして約1万5,000 m³程度の建設汚泥が発生すると予測してございます。

それから、10.9-9は建設発生土の量を示してございませますが、表の左から4つ目のところに建設発生土といたしまして、約3万1,000 m³と考えてございませ。

これら建設発生土や建設廃棄物につきましては、なるべく建設発生土については工事間利用を行う、それから建設廃棄物については分別を徹底した上で再資源化できるものについては再資源化施設等に持ち込むことによって、再利用、再資源化を図るという計画にございませ。

それから10.9-11に、マンション供用後の廃棄物を予測してございまして、表10.9-17にございませますが、供用後につきましてはの排出量といたしましては2,836kg/日の予測排出量と考えてございませ。こちらにつきましては、ごみの分別収集をマンション居住の方々をお願いいたしまして、適切に処理をしてもらうという計画にございませ。

続きまして、コミュニティでございませ。

10.10-3をご覧くださいませでしょうか。

計画地周辺のコミュニティ施設の分布を示してございまして、計画地の南側に下落合コミュニティセンター等々の施設があるというような状況にございませ。このような状況を踏まえまして、予測の内容が10.10-8になります。

予測結果の1)でございませけれども、コミュニティ施設等の利用環境の変化につきましては、本事業の実施に伴いまして約4,000人程度の人口増加を見込んでいるわけでございませけれども、周辺のコミュニティ施設の利用者数が増加する可能性があるものの、先ほどご覧になっていたとおり、計画地周辺には複数のコミュニティ施設がありまして、さらにそのほかに公民館等が存在することから、利用者数については分散するのではないかと考えてございませ。

それから2) のコミュニティ施設等への交通手段の障害でございますけれども、後ほどご説明いたしますけれども、地域交通の予測結果を勘案いたしますと、これらの利用経路に与える影響としては小さいだろうと考えてございます。

続きまして、地域交通でございます。

10.11-5をご覧くださいませでしょうか。

こちらが工事中の資材運搬等の車両の走行が考えられるルートでございます。今回の予測につきましては、No.1、No.2、No.3という3交差点で交差点需要率を求めてございます。それから供用後につきましても、No.1、No.2、No.3の3交差点の交差点需要率とあとは歩行者交通が増えることが想定されますので、No.A、B、C、Dの4断面で歩行者のサービス水準等を予測してございます。

その結果でございますが、10.11-25をご覧くださいませでしょうか。

こちらのページの表10.11-9に工事中の周辺3交差点での交差点需要率を求めてございますが、表の②将来交通量というところの交差点需要率となりますけれども、0.195から0.302というような値でございます。いわゆる交通処理が困難とされている交差点需要率0.9を下回っている状況でございます。

それから、10.11-34でございます。

マンション供用後のマンションに居住する方々の車両によって、周辺交差点の需要率がどうなるかでございますけれども、表10.11-14に示しているとおおり、②の将来交通量のところで0.189から0.319というところで、こちらも0.9を下回る状況でございます。

それから、10.11-36に、マンション供用後に居住される方々がさいたま新都心駅等々に向かう際に、周辺道路の歩道の歩行者サービス水準はどうなるのかというものを示してございますが、いずれの断面におきましても歩行者サービス水準としてはAという水準を維持できる、満足すると考えてございます。

環境影響評価の結果は以上でございます。引き続き事後調査の内容についてご説明いたします。

13-6をご覧くださいませでしょうか。

このページに工事中の 대기、それから騒音・振動の事後調査の地点を示してございまして、まずは黒丸で示しました1地点、計画敷地の南側になりますけれども、こちらが事前の予測で建設機械の稼動に伴う大気汚染物質濃度が一番高くなると予測された地点になりますので、こちらの黒丸の地点で事後調査の測定をする予定でございます。事前の予測は年間の年平均的な

値をとってございますが、事後調査につきましては1年間ではなくて、ある限られた期間になりますので、風向、風速がどういう状況になっているかというところまではわかりませんので、どのような風向、風速になったとしても、予測結果とは対比ができるように、白丸で3地点示してございますけれども、例えば風向が南側のときの事後調査であれば計画地の北側の白丸の地点、それから北西側の風向であれば南東側の白丸の地点で値が押さえられるように事後調査としては実施したいと考えてございます。

それから黒三角のところ、降下ばいじんの事後調査地点でございますけれども、こちらは事前に予測をした2地点と同様の地点で事後調査を実施する予定でございます。

それから白三角の地点が大気中の有害物質の事後調査の地点でございますが、事前の予測では有害物質につきましては定性的な予測をしてございますけれども、事後的にはなりませんけれども、大気中の有害物質が含まれているかどうかといったところはちゃんと押さえたいと考えてございます。

それから、黒四角と黒のひし形でございますけれども、こちらは工事中の建設作業騒音と建設作業振動になりますけれども、事前の予測の中で建設作業騒音の振動がそれぞれ一番高いと予測された地点で調査を実施する予定でございます。

それから、13-7に、工事用車両、資材運搬等の車両の走行に伴う事後調査の地点を入れてございますが、まずは計画地から出入りする地点が3カ所今予定されておまして、西側の旧中山道に面しているところ、北側の区画道路6号線、南側の区画道路2号線にそれぞれ出入り口が設けられる予定になってございますので、この3地点で出入り口の調査を実施するとともに、周辺の工事用資材運搬等の車両の走行が考えられる4断面で交通量調査、それから道路交通騒音振動の調査を実施する計画でございます。

それから、13-8は、マンションの供用後になりますけれども、居住する方々の車両の走行に伴う事後調査といたしまして、マンション供用後は計画地南側の区画道路2号線に面したところに入出口が1カ所設ける計画としてございますので、そちらで出入り口を押さえるとともに、周辺の4断面で交通量、それから道路交通騒音振動の調査を実施する予定でございます。

それから、13-10に景観の事後調査の地点を示してございまして、先ほど事前の予測でフォトモンタージュを作成いたしました9地点から供用後のマンションが竣工した後の写真撮影を行って、事前の予測、フォトモンタージュとの比較を行う予定でございます。

それから、13-11に風害の事後調査地点を示してございまして、計画地の北西側に黒丸で調査地点を示してございますが、事前の予測では一番風環境が強いと予測された地点であると

もに、この前面の旧中山道が、歩行者が多分周辺の中では一番多く、一般の地域にお住まいの方々を含めまして、さいたま新都心駅に向かう動線と重なっているということもございますので、この北西側の1地点で調査を実施する予定でございます。

それから、13-13が地域交通の事後調査の地点になりまして、工事中の資材運搬等の車両の走行に伴う調査地点を示してございまして、先ほど申し上げたとおりの車両の出入り口が3カ所と周辺の3交差点で交通量調査を実施する計画でございます。

それから13-14が、マンションが供用された後の地域交通の調査地点でございますが、マンションからの出入り口の地点が1地点と周辺の3交差点と、歩行者サービス水準を予測いたしました4断面で調査を実施する予定としてございます。

最後に、これらの調査の今後のスケジュールでございますが、A3の折り込みで13-17をご覧くださいいただけますでしょうか。

今後でございますけれども、建設機械の稼働ですとか資材運搬等の車両走行のように、工事中でそれぞれピークとなるような時期を事前に予測をしておりますので、そのピークを迎えるであろうという時期に、事後調査を実施する予定でございまして、今の計画でございますと今年の9月から12月ごろに調査を実施いたしまして、それらを一旦平成31年6月ぐらいに工事中の事後調査報告書としてご報告をしたいと考えてございます。

工事につきましては、その後も継続的に実施してございますので、その実施状況等々を整理した上でマンションが竣工するのが平成34年1月～3月、それぐらいの時期になりますと、実際にでき上がってまいりますので、その竣工後に供用後の調査を実施いたしまして、最終的には平成35年6月ぐらいをめどに供用後の事後調査結果として最終的なご報告をする予定でございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

市民意見及び事業者の見解

○鈴木主査 続きまして、事務局より市民から提出された意見書及び事業所の見解についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

意見受付期間中に1件のご意見をいただきました。その内容につきましては資料の左側の欄、意見の概要に記載しております。ご意見の内容としましては、事業計画地はかつて放射性物質が埋設されていたということであり、放射線量についての記載が必要ではないかということに

なります。これに対して、事業所より見解書として回答しておりますのが、資料の右側の欄になります。その内容といたしましては、放射性廃棄物質に関しましては三菱マテリアルで全て撤去完了済みであり、同社地下保管庫で厳重に管理され、環境モニタリング調査の結果も周辺環境に影響がないものとなっている、また、本事業の用途は集合住宅であり、その供用に伴う環境への影響が最小となるため、放射線量などの記載は今回については行っていないということになっております。

この点に関して、市としましても三菱マテリアルの放射性廃棄物質に関しましては、毎年関係各課合同で保管状況等について現地調査を実施するとともに、保管庫周辺で実施している放射線量モニタリング調査の結果報告を定期的に受けております。その結果、保管状況は適切で安全性が確保されているものと考えております。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

委員会意見報告

○永澤会長 それでは次に、委員会意見報告ということで、委員会意見の報告をお願いします。

委員会での審議結果につきまして、委員長を務めていただきました山本先生からお願いいたします。

○山本委員 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会での審議結果につきまして、私からご報告をいたしたいと思っております。

まず、資料5を見ていただきまして、この2ページ目に、委員会の委員名簿が載っております。窪田先生から私までの5名が担当いたしてこの準備書についての意見の作成をさせていただきました。

今回なかなか都合が合わなかったものですから、会議を開催するということはしないで電子的な方法、つまりメールによって意見を収集したということをご了承、ご了解いただきたいと思います。

それでは私から、意見の結果を説明したいと思います。

資料5の、先ほどの前のページに移りますけれども、意見としては大きく分けて3つございます。大気質とそれから次のページの騒音・振動と地域交通、この3つの項目にわたっておりま

す。

それでは意見の取りまとめ結果について読み上げさせていただきます。

まず、1、大気質です。

(1) ですが、建設機械の稼動に伴う大気質への影響に係る事後調査地点に関して、p. 7-3大気質（調査・予測地点）についての市長意見に対する事業者の見解では、「3地点で実施する計画」と記載されているが、p. 13-3事後調査の内容における調査地点では、「予測した最大付加濃度出現地点付近の1地点」、p. 13-6では、公定法による大気質（二酸化窒素、一酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の調査地点として1地点及び簡易法による二酸化窒素の調査地点として3地点が示されています。これらの記載内容の整合をまず図ることとしております。また、公定法による大気質の調査地点を1地点とした理由及び簡易法による二酸化窒素の調査地点を3地点とした理由について説明すること。

次は(2)でございますけれども、複数の影響要因の重合による評価について、資料編2-12において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関して建設機械の稼動及び資材運搬等の車両の走行に伴う影響を重合した予測結果が記載されているが、予測結果に対する評価が行われていない。P. 7-3大気質（複数の影響要因の重合による評価）に関する市長意見を踏まえ、重合した予測結果に対して、環境基準との比較や寄与率を考慮した評価を行い、その結果について環境影響評価書に記載すること。

(3) ですが、非メタン炭化水素の評価について、資料編2-18において午前6時から午前9時までの3時間平均値の最高値を予測しているが、予測結果に対しての評価が行われていない。p. 7-3大気質（非メタン炭化水素の評価）に関する市長意見を踏まえ、この予測結果に対して、指針値との比較や寄与率を考慮した評価を行い、その結果について環境影響評価書に記載すること。これが3番です。

次に(4)になります。

p. 7-4大気質（予測結果の図示）に関する市長意見に対して、準備書本編ではなく、資料編に工事中の資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴って発生する大気汚染物質濃度に係る道路端からの距離減衰図が掲載されているが、評価書本編においては、この距離減衰図が資料編に掲載されている旨を明記すること。

以上が大気質でございます。

次に大きな2番の騒音・振動ですが、まず(1) 工事中の資材運搬等の車両の走行及び供用後の自動車交通の発生に伴って発生する騒音及び振動に係る予測において、大気質と同様に評価書本編において、距離減衰図が資料編に掲載されている旨を明記すること。

(2) p.13-4事後調査の内容において、建設機械の稼動に伴う騒音の影響に関する調査方法として「『騒音に係る環境基準について』に定める測定方法とする。」とあるが、建設機械の稼動に伴う騒音の影響は、「騒音規制法に定める方法」によるため、その旨訂正すること。

(3) 騒音・振動は人によって感じ方が異なり、工事の施工に伴って発生する騒音や振動が特定建設作業の規制基準を下回る場合であっても、近隣住民から事業者や自治体へ相談が寄せられることが多い。近隣住民に対して工事の内容や期間をあらかじめ十分に周知し、相談窓口を設ける等、ソフト面での対応も充実させること。

以上が騒音・振動になります。

3番目、地域交通です。

(1) ですが、地域交通に係る評価について、回避・低減の観点から定性的な評価が実施されているが、基準・目標との整合の観点からの評価が実施されていない。地域交通に関しては、整合を図るべき基準等として交差点需要率を掲げ、基準・目標との整合の観点から定量的な評価を併せて実施すること。

以上が委員会で取りまとめた意見でございます。もし補足説明が必要でしたらやりますけれども、よろしいですか。

○永澤会長 それでは何か補足がございましたらご発言ください。

山本委員長、どうぞ。

○山本委員 私は騒音・振動の担当をしており、特に大きな問題はございませんけれども、1番にあるように、市長意見に対する回答が本編に書いていないということですので、そのことを書いていただければということです。2番目のところは、間違いですので、環境基準ではなくて規制基準で評価をしてくださいということです。3番については特徴的ですが、規制基準は全て満足していますけれども、敷地のすぐ周辺に住宅等が隣接しておりますので、何らかの形で苦情が事業者、あるいは市に来るといっても十分想定されますから、工事の内容や期間については事前に十分周知をしていただきたいと思いますという意見を書かせていただきました。

○永澤会長 大気質に関しては篠原先生から簡単にご説明をお願いします。

○篠原委員 ここに書いてあるとおりですけれども、市長意見に対してこのようにすると書いてあることと、実際のもので矛盾しているのが、やはりよろしくないということですし、工事中のものに関しては、やはり出入りの多い3地点はぜひ確保していただきたいということです。

○永澤会長 それから地域交通に関しては小嶋先生からお願いします。

○小嶋委員 予測のところには定量的なものとして交差点需要率が書かれていますが、それが評価の部分で交通処理上問題ないということが書かれていないという、データ自体は報告されているもので、こちらが評価のところには書かれていないということです。

○永澤会長 ありがとうございます。

委員会意見に関して、どなたか他の委員の先生からご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

審議

○永澤会長 これでこの準備書全般についてご説明いただいたところですが、どこからでも結構です。委員の先生方からお気づきになった点について、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。

渡辺先生、どうぞ。

○渡辺（季）委員 本編の10.1-13、大気の基準あるいは指針値が書いてあるページになりますけれども、まず表10.1-13（2）、この中の水銀の指針値が1.6となっておりますが、恐らく0.04の間違いではないかと思われます。上の1.2-ジクロロエタンと重複しているように思われますのでご確認ください。

それからその下の（3）の表になりますけれども、ホルムアルデヒドが優先取組物質ということで、参考値0.8、結果が2.3となっております。要は超過という状況になっておりまして、

こちらについてはさいたま市のホームページ等でもその旨が書かれております。したがって、その前のページ、10.1-12の（エ）有害物質等のところで「全ての物質で、環境基準、指針値又は参考値を達成している」と書いてありまして、ここの文章は訂正をしたほうがよいかと思われまますので、ご確認いただければと思います。

○永澤会長 水銀の値はわかりますか。確かに1.6は多過ぎますね。

○渡辺（季）委員 0.04だと思われます。

○大谷課長補佐 事務局からよろしいでしょうか。委員の意見を踏まえて測定値等を確認し、訂正させていただきます。

○永澤会長 そうですね。それと基準を超えている部分があるということで、全ての物質ということではないということをお記ししていただくということです。

ほかにございますか。

四ノ宮先生。

○四ノ宮委員 土壤に関してですけれども、まず資料の10.4-3の地図を見ますと、自然由来の第2種特定有害物質超過地点ではフッ素のみが超過しているということによろしいでしょうか。

この地図と10.9-7の掘削工事の地図を見ていきますと、ちょうど駐車場のところで掘削するような状況になっていると思いますが、そういった建設の残土に関しまして、80%ぐらい有効利用をしていくということが書かれておられますけれども、こういった状態でその汚染されている可能性のある土壤を利用するように計画されておられるのでしょうか。そういったところも加味して評価を見ていただければと思います。

○永澤会長 天然由来のフッ素はどのような形を想定すればいいのですか。フッ化カルシウムですか。

○四ノ宮委員 そのように考えられますが、明確にはわかりません。

○大谷課長補佐 では事務局から回答します。

今、委員のご指摘のありましたフッ素につきましては、実際にこの地点で溶出量が超えているという結果がありまして、ここの土壌を掘削することについては、土壤汚染対策法第12条の届出が必要になります。市で届出を受けて、例えば再利用をする場合、そこで認定調査という有害物質の全調査をやる必要があります、調査をやった上で安全性が確保された健全土ということであれば再利用できるという流れになります。

○永澤会長 四ノ宮先生、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○王委員 確認ですが、10.1-56と、その後ろの表10.1-41の(1)(2)(3)のところですが、No.1からNo.5がありますけれども、実際の地図を見るとNo.4までしかありません。交通量の調査もNo.4までしかないのにこのNo.5はどこを指しているかというのを確認したいと思います。あとは、例えば10.1-67に、春夏秋冬の予測値がありますけれども、できればある程度幅を持ったほうがいいですね。これはあくまでも平均値かもしれないけれども、例えば10.1-71の非メタン炭化水素のように、範囲をかえて、実際に最大期にどのぐらい出て、最少期にどのぐらいなのか。その平均値を示しても結構ですけれども、数値がすごく高い場合は健康に影響が出ますので、できればその幅をどこかで記載していただけたら、他の表もそうですけれども、その辺は丁寧に表示されたほうがよろしいかと思います。その点を確認させていただきます。

○武井参事兼課長 事務局からよろしいでしょうか。

10.1-59の予測結果についてのNo.5というのは、実は計画書のときには載っていた地点ですが、その後の調査でNo.5については交通量が発生しないということで削除した地点です。ここは載ってしまいましたので錯誤となり申し訳ございません。修正させていただきたいと思えます。それでよろしいですね。

○吉田課長 はい。

○武井参事兼課長 それからもう一つの点ですが、非メタン炭化水素については指針値が示されておりまして、指針値と比較するための予測をしているところです。ただ資料編に最大値も含めて示しておりますので、最大値についての評価にも言及するという形で対応させていただ

きたいと思っております。

それから、数値の予測の仕方で幅を持たせてという考え方をいただいたのですが、評価の段階で環境基準等と比較する都合がございますので、二酸化窒素であれば日平均値の98%値、浮遊粒子状物質であれば日平均値の2%除外値で予測しているところです。

○永澤会長 王先生、よろしいですか。

私から質問ですけれども、前回のときに、一酸化窒素も調べるよという話がありました。一酸化窒素が出ると確かに空気中で酸化して二酸化窒素になるかもしれないということで、二酸化窒素のところにある程度の比率で組み込まなくていいのですか。

○王委員 二酸化窒素は、特に自動車排気ガスから出ますので、時間ごとにかかなり変動値は大きいです。平均値でとると、どこかで低い値に引っ張られて全体的に低く見えるだけで、特に駐車場あたりで、高濃度になると住民の苦情が出てくる可能性もありますので、多目に見ておいたほうが、私は適切と思っています。特に二酸化窒素は、非メタン炭化水素と一緒にになると、夏は光化学スモッグができてしまい、環境基準として非常に厄介な物質なので、ぜひ真剣に取り組んだほうがよろしいかと思えます。また、後で記述を入れても結構ですので、PM2.5も環境基準がありますので、今回はSPMだけですけれども、将来的にこのマンションがしばらく続けていくので、環境基準がこれからますます厳しくなっていくので、多目に、例えばPM2.5についても少し厳しくやるというか、せめて記述を入れたほうが、私は住民に対しても説明がしやすいと思います。多分今では、みんなSPMは余り理解してなく、どっちかというPM2.5について少しどこかで表現を入れたほうが無難かなと思っています。

○永澤会長 例えば、10.1-15にありますますが、これは前に篠原先生のご指摘で一酸化窒素を加えました。環境基準にはありませんが、これを加えて測っています。あとで環境基準に適合しているかどうかというところには二酸化窒素と炭化水素しかありませんが、この二酸化窒素について表10.1-14(1)の値をそのまま写すだけで大丈夫ですか。

○王委員 環境基準で考えれば大丈夫です。ただ、将来的に二酸化窒素は特に厳しくなって、だんだんその基準が改定されています。そのため最初から少し厳しく入れておけば、10年先でも適用できると思います。私は、ここにせめてPM2.5を浮遊粒子状物質の後ろにつけてほしい

です。あるいは中でもいいですけれども、つけていただければと思います。

○永澤会長 せっかくそういう測定もしていただいているので、参考値として入れておくというのはいかがでしょうか。

○武井参事兼課長 事務局からよろしいでしょうか。

一酸化窒素につきましては、従前から委員会や審議会でご指摘をいただきまして、例えば10.1-32のように一酸化窒素も含めて記載させていただいているところです。窒素酸化物を予測して、換算式で二酸化窒素あるいは一酸化窒素に換算していくわけですが、以前に委員の皆様からご指摘いただきましたが、排出時点ではほぼ全て一酸化窒素という形で、急速に酸化されていくという過程を踏まえての予測評価となっているところです。

それから、王委員からご指摘いただきましたPM2.5についてですが、これは自治体や専門家の中でも、今後環境影響評価の項目としてとっていくのかどうかということは議論されているところですが、現状では評価方法が確立されていないということで、ほとんどの自治体ではまだPM2.5を加えるということはしていないところです。SPMで代表して評価していくという考え方ですが、ただ今後、PM2.5についても評価項目とすることも検討していく必要があると考えておりますので、そのときは技術指針の改正などの手続になってまいります。その際には王委員初め、委員の皆様のご意見を伺いながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかに何かご指摘はございませんか。

○三浦副会長 三浦です。

日照ですけれども、天空写真が10.6-11と次のページにありますけれども、これは魚眼レンズを上に向けて測っていますので、上を北にすると東西は、左右が逆転しています。これは、午前中が左にあって、午後が右にありますので、それから考えても左側が東で右側が西ですね。当然天空写真というのはそういう性質のもので構わないわけですけれども、ただ他のアセスメントの事例ですと、パソコンの上でこの天空写真を左右ひっくり返して表示する場合があります。そのため、これはこれで構いませんので、方位をぜひ入れていただきたいと思います。

上が当然北で下が南ですけれども、図の左が東で図の右が西であるということを、この4枚の天空写真で表示をしていただければと思います。

それからあわせて、次の質問よろしいですか。

○永澤会長 はい。

○三浦副会長 これはアセスの事項とは直接関係ないですが、2-12ページで熱源・エネルギー計画というのがあって、二酸化炭素排出量の現状に関係してきますけれども、上にランニングコストの影響が最小に抑えるベストミックスとありますけれども、具体的にこういった空調システムの計画について、もし情報がありましたら簡単にお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大谷課長補佐 事業者さん、コンサルさんのほうからいかがでしょうか。

○吉田課長 ご回答いたします。

まず1点目の天空写真につきまして、ご指摘を踏まえまして評価書の段階で方位を入れさせていただきますと思います。それから設備計画でございますけれども、まだ現状設計と並行してやっている段階でございますので、まだ確たるものについて、今この場でご説明することができませんが、書いてあるとおりになるべく負荷が小さいような方針で今検討しているところでございます。申しわけございません。回答としては以上になります。

○三浦副会長 わかりました。

○永澤会長 ほかにございますか。

○山本委員 事後調査計画書の13-17になります。

平成30年の7月から工事に入られて、そして、建設機械関係の稼働の事後調査が行われるのが9月ということで、その結果が報告されるのが31年の6月となっています。事前に申し上げておきますけれども、事後調査を行った結果は、騒音規制法の規制値と比較することになりますので、その趣旨としては敷地境界の中で稼働する建設機械から発生する騒音、振動に対して規

制値が関係してきますので、今年の9月の調査時に敷地の外側から敷地の中に入ってくる音もしくは振動を調査の対象にしないように、区別をしっかりといただきたいと思います。今の時点ですべておかないと、31年の調査結果を見たときに、これはおかしいじゃないかと言っても多分もう間に合わないということですので、メモをとっておいていただければと思います。これはコメントですので、よろしくお願いします。

○永澤会長 実際にはバックグラウンドを調べておいて引き算するということになるのですか。

○山本委員 対象とするものが、敷地の中から外に出て行くものとなります。多分、他の汚染物質と同じだと思いますが、敷地の中から外に出て行くもの、これに対して規制がかかっています。だから、測定するということになる、音の場合は外から内側に入ってくるもの、ここで言うと旧中山道、区画道路から自動車が出入りすることなので、そういうものを全部拾ってしまって評価すると、70dBという予測結果が出ていますけれども、これだけの距離でL₅だと、もしかしたら80dBという数字が出てきて、おかしいというような可能性もあります。そういうことを考えると、調査のときに測るべき騒音、振動の意味を十分承知した上で測っていただくという意味です。

○吉田課長 ご指摘ありがとうございます。

建設作業騒音、建設作業振動を事後的に測るわけですけれども、どうしても建設作業騒音だけではなくて、周辺の道路からの道路交通騒音等々につきましても拾ってしまうことがありますので、それらにつきましては極力除外できるものは除外処理をした上で建設作業騒音や建設作業振動だけの結果として取りまとめたいとは思っています。現実的に難しいところがございますが、できる範囲で適切に測定してデータ整理をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岩崎委員 岩崎でございます。

電波環境のことですけれども、10.7-6です。ここで実地調査をした結果は、全部で受信レベルがいいという結果になってはいますが、現状建物が建っていない状態で調査しているわけです。10.7-9で影響地域を調べると、ほとんど空き地のところにかかっているから問題ないように見えますが、10.7-7を見ますと、ほとんどのところがケーブルテレビに入っていないと見られ

ない状況になっている状態のところ、また建物が建ったときに、これで影響がないということが言い切れるのかどうかということです。また、10.7-6の②で、計画地の最寄りの住宅の南側に工場やマンションが建っていることのために影響が出ているとすれば、ここにまた建物を建てれば何か影響が出てくるような予測がされますが、ここの評価としては全く影響がないということでした。そこはどうか捉えればよろしいでしょうか。

○大谷課長補佐 事業者より、よろしく申し上げます。

○吉田課長 10.7-9で受信障害範囲を予測しているわけですが、現況の受信状況を前提として、建物の高さ、形状、電波の到来方向を基準に検討しており、このレベルですと空き地と重なっているという状況でございます。実際にこの建物ができたときには、若干不確定のところが残るかもしれませんので、そちらにつきましては近隣の皆さんに協力していただきまして、もしテレビの見え方等々が悪くなるようなことがありましたら、もう一回調査をいたしまして、本計画の建物による影響だということがわかれば、対策を講じていくということになりますので、今後工事をし、建物が立ち上がっていく中で、周辺の皆様等とお話をさせていただければと考えているところではございます。

○岩崎委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○永澤会長 この図の10.7-3の図のケーブルテレビに入っている方というのは、昔東京タワーがあったときのことを基準にして入っておられるのですか。方向から言うと新都心の建物があったとしても、スカイツリーの影にはならないですね。それはわからないのですか。

○吉田課長 ケーブルテレビに加入しているかどうかといったところにつきまして、現地確認をしているレベルでございまして、個々のお宅について、なぜ加入をされているのかということまでは調べてはおりませんので、そこは回答できない状況でございます。

○武井参事兼課長 今の関連でよろしいですか。

○永澤会長 はい。

○武井参事兼課長 従来東京タワーから電波が発信されておりましたので、そこからの支障がある場合、例えば新都心のビル群ができたときにも対応をしていましたが、総務省の通知に基づきケーブルテレビを引く等対応している状況であると思います。新都心にも高層ビルの計画もございまして、そのときにはデジタルになるということも検討した上で、環境影響評価を行った事例もございしますが、基本的には後から建った建物に関する影響は建てた方が適切に対応するという事になっております。

○永澤会長 埼玉にスカイツリーができなかったですね。

○武井参事兼課長 はい。

○永澤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(発言なし)

○永澤会長 それではご意見と質問等、大体これで出尽くしたということだと思います。それでは、先ほどの委員会意見に対する対応も含めて、我々の準備書に関する意見、それから修正点というのは以上ということで審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議事録と答申の作成について

○永澤会長 それでは、今日ご欠席の先生方もおられますが、審議会としての答申を取りまとめないといけないため、今日の議事、議論をもとにして、事務局で議事録、答申案を作成して、それを一度委員の先生方に見て、ご確認いただくということで、メールでご連絡を差し上げます。ご意見を集めて、最終的な判断は、私がするという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、議事1はこれで終わったということですがけれども、その他として、委員の先生方から何かございますか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

委員退任挨拶

○永澤会長 それでは、この3月をもちまして三浦先生が技術審議会の委員を退任されます。三浦先生にはこれまで副会長を務めていただきまして、大変ありがとうございます。審議회를代表して、私からお礼を申し上げたいと思います。

三浦先生から最後に一言お願いします。

○三浦副会長 三浦でございます。

私、副会長という重責をいただきながら、大変欠席が多くて申しわけございませんでした。

私は3月に芝浦工業大学を退職いたします。その後、名誉教授をいただければ、この委員として残ることも不可能ではないと思いますけれども、私は退職後、九州、大分の出身でございまして、大分に帰って9年前に父が残した小さな会社を継ぐことにいたしましたので、3月、この委員を退任させていただくことにいたしました。

私はいつも学生、あるいは大学院生に環境アセスメントという制度を教えながら、最も懸念するところは儀式化してしまう、形だけの報告書をつくり議論をして、そして結局建物が建っていくという、儀式化することが一番怖いということをお話してきましたけれども、今日の議論を伺っていますと、非常に中身のある的確なご意見を各委員から出していただいて、それに事業者あるいは環境アセスコンサル会社の皆さんが真摯に答えられている。まさに形骸化することなく環境アセスメント制度が真に生かされているということ、今日も実感をした次第でございます。

この制度がさらにいい制度となり、さいたま市、それから我が国全体の環境アセスメント制度がさらに充実していくことを祈念いたしております。

どうもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○永澤会長 どうもありがとうございました。

三浦先生、今後どうぞご健勝でご活躍いただきたいと思います。

○三浦副会長 ありがとうございます。

2. その他

○永澤会長 それでは、その他に事務局から何かございますか。

○大谷課長補佐 ありがとうございます。

事務局からは、3点ほど連絡事項がございます。

まず1点目でございますが、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録につきましては、市のホームページに掲載をさせていただきたいと思っております。

その前に委員の皆様にご確認いただきまして、また答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上で事務局にて作成しまして、その後皆様にご確認をいただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思っております。

2点目につきましては、市長意見についてでございます。

市長意見につきましては、審議会答申をもとに書面で作成させていただきたいと思っております。

市長意見書は事業者へ送付いたしますけれども、その内容につきましては委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。

3点目につきましては、次回の予定についてのお知らせになります。

(仮称) セントラルパーク整備事業に係る準備書及びさいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備事業に係る事後調査書が4月から5月ごろに提出される予定となっております。予定どおり手続が進めば、6月から7月ごろに技術審議会を開催する予定となっておりますので、委員の皆様にはまたご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○永澤会長 それではこれもちまして議事を終了いたします。

進行を事務局にお返しします。

閉会

○大谷課長補佐 それでは本日は長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして第26回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

以上